

衆憲資第86号

憲法に関する主な論点（前文）に関する参考資料

平成25年5月

衆議院憲法審査会事務局

この資料は、衆議院憲法審査会における調査の便宜に供するため、幹事会の協議決定に基づいて、衆議院憲法審査会事務局において作成したものです。

この資料の作成に当たっては、衆議院憲法調査会報告書を中心に、補充的に各党の憲法に関する提言等をもとにして、憲法に関する主な論点について、「明文改憲が必要」、「明文改憲までは必要ないが、立法措置（立法による補充）が必要」「いずれも必要ない」の観点から、以下のA・B・Cの3つに分類して主な意見を整理しましたが、必ずしも網羅的なものとなっていないことにご留意ください。

※ A・B・Cの中で、方向性（趣旨）が異なる意見については、A 1、A 2 ……のように、番号を付しています。

- A 明文改憲が必要
 - A 1
 - A 2
- B 明文改憲までは必要ないが、立法措置（立法による補充）が必要
 - B 1
 - B 2
- C いずれも必要ない
 - C 1
 - C 2

目 次

憲法に関する主な論点（論点表）	（巻頭）
-----------------	------

I 総論	1
-------------	---

II 各論点についての意見の概略	3
-------------------------	---

第1 前文の内容	3
----------	---

1 憲法の基本三原則（特に、基本的人権の尊重の明記）	3
----------------------------	---

2 我が国固有の歴史・伝統・文化等	4
-------------------	---

3 その他	6
-------	---

第2 前文の文章・表現	10
-------------	----

第3 前文と憲法の各項目に対応した主な意見	11
-----------------------	----

1 天皇	11
------	----

2 戦争の放棄（平和主義）	11
---------------	----

3 基本的人権の保障	12
------------	----

4 統治機構	14
--------	----

5 憲法保障	14
--------	----

資料 主な国の憲法の前文	15
---------------------	----

憲法に関する主な論点（論点表）

前文

○ 主な論点とその関係条文

関係する条文	改憲の必要性等		A 明文改憲が必要	B 明文改憲までは必要ないが、立法措置（立法による補充）が必要	C いずれも必要ない
	論点				
前文	前文の内容	憲法の基本三原則の明記	前文に、憲法の基本三原則（特に、基本的人権の尊重）を明確に明記すべき。		前文は憲法全体の目的や理念を簡潔明瞭に示しており、変える必要はない。
		我が国固有の歴史・伝統・文化等の明記	前文に、我が国固有の価値としての歴史・伝統・文化等を明記すべき。 （具体的内容の例） ①天皇を国民統合の象徴としていただく民主的国家であるという国のかたち ②共生の理念／家族・家庭の大切さ ③我が国がこれまで歩んできた精神文化／和の精神 ④愛国心の涵養		前文に我が国固有の価値としての歴史・伝統・文化等を明記する必要はない。
		その他、前文に規定すべき内容	例えば、以下の内容について、前文で規定すべき。 ①地球環境に対する我が国の責任／美しい環境を守る精神 ②我が国の歴史上初めて国民の投票によって憲法を制定することになること ③生命及び人間の尊厳及び価値 ④障害の有無にかかわらず平等であること ⑤人材や知的財産を育成していく教育を大切にすべきこと ⑥自分の国は自分で守るという防衛意識／国連の平和維持活動等への積極的な参加 ⑦人間の安全保障という考え方 ⑧公共の利益を守るため、権利や自由が調整されることもあることを自覚しなければならないこと ⑨新しい時代に対応した分権型社会を作ること		左に掲げられている内容は、現行憲法で読めるか、前文で規定する必要のないものである。
	前文の文章・表現		現在の前文の文章・表現を改めるべき。 （現在の文章は翻訳調であることから、分かりやすい日本語で書かれたものに改めるべき） （あまり長くない、シンプルなものに改めるべき）		前文の文章は、格調高いものであり、国民の間に定着しており、改める必要はない。
〈その他の論点〉					
条文	主な論点				
前文各条項	前文と憲法の各項目との関係 （主権者として規定されている国民と天皇の関係、平和主義との関連における前文に対する評価、権利と義務の関係、平和的生存権、前文と統治機構との関連、憲法改正の限界 等）				

I 総論

1 前文の意義

…こんどの憲法は、第一条から第百三条まであります。そうしてそのほかに、前書が、いちばんはじめにつけてあります。これを「前文」といいます。

この前文には、だれがこの憲法をつくったかということや、どんな考えでこの憲法の規則ができているかということなどが記されています。この前文というものは、二つのはたらきをするのです。その一つは、みなさんが憲法をよんで、その意味を知ろうとするときに、手びきになることです。つまりこんどの憲法は、この前文に記されたような考えからできたものですから、前文にある考えと、ちがったふうに考えてはならないということです。もう一つのはたらきは、これからさき、この憲法をかえるときに、この前文に記された考え方と、ちがうようなかえかたをしてはならないということです。

文部省『あたらしい憲法のはなし』(S22.8.2) pp.4-5

…日本国憲法の基本原理は、国民主権主義、基本的人権尊重主義、平和主義であると言われる。それは通常、憲法の三大原理とも称される…。

このような憲法の基本原理と言われるものは、憲法制定者の意思（制憲意思）という形で特別に表明される場合が少なくない。明治憲法の場合は、憲法の本文の前に付加されている告文（皇祖皇宗に対して天皇が憲法制定の事実を報告した文書）と勅語（国民に対して天皇が憲法制定の目的と精神を明らかにした文書）につぐ上諭に、基本原理が述べられている…。

明治憲法の上諭に当たる文書は、日本国憲法の場合は、前文である（したがって前文の前に置かれている上諭は文字どおり公布文であり、明治憲法の上諭とは性質が異なる）。

前文を有する憲法は少なくないが、その内容は国によって大きく異なる。①憲法制定の由来、②その趣旨・目的を謳うものもあれば、さらに③憲法の基本原則や理想を宣言するものもある。形式も、短いもの長文のもの、まちまちである。法的性質も一律には論じられない。

日本国憲法前文は、③の類型の典型であり、近代憲法に内在する価値ないしその進化を支配してきた原理を確認しつつ、制憲意思を表明し憲法の基本原理の明らかにしている点、および憲法典の一部を成し法規範性を具えている点で、きわめて注目に値する。

（芦部信喜『憲法学 I 憲法総論』有斐閣・1992年 pp.199-202）

2 前文の構造

日本国憲法の前文は、大きく 4 段に分けられている。各段の要旨は、以下のとおりである。

前文各段の要旨は、芦部信喜監修・野中俊彦ほか編『注釈憲法 (1)』(有斐閣・2000 年) 76-77 ページ (矢口俊昭執筆部分) によった。

【日本国憲法前文の構造】

日本国憲法前文	各段の要旨
<p>日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。</p>	<p>第 1 段では、日本国憲法成立の事実と方法を宣言し、また憲法の目的や基本原理を概括的に示す。すなわち憲法は民定憲法であり、平和の達成と自由の確保を目的に、民主主義をその基本原理として、これに反する憲法や法令などを許さないとする。</p>
<p>日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。</p>	<p>第 2 段は前段の平和達成の趣旨を展開し、戦争の放棄と軍備の撤廃をなすに至った理由ならびにその結果として予想される事態に対する考えを明らかにする。恒久の平和を願い、日本国民の安全と生存を、平和を愛する諸国民の公正と信義に委ねるとする。</p>
<p>われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。</p>	<p>第 3 段では国際協調主義が謳われる。いづれの国も自国のことのみに専念せず、他国と対等の関係で協調していくことの必要性をいう。</p>
<p>日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。</p>	<p>そして最後の第 4 段ではこれらの崇高な理想と目的の実現に向かつての決意と誓いを宣言する。</p>

Ⅱ 各論点についての意見の概略

衆議院憲法調査会では、前文に関しては、主として前文の必要性の有無、前文と各条文との関係、前文の規範性、前文の内容及び前文の文章・表現について議論が行われた。また、前文と憲法の各項目との関係についても意見が述べられた。

議論の中心は、前文の「内容」と「文章・表現」に関する議論であった。

第1 前文の内容

衆議院憲法調査会における議論では、前文の内容に関する意見の大半は、憲法の基本三原則、我が国固有の歴史・伝統・文化等及び地球環境に対する我が国の対応との関連で述べられた。

1 憲法の基本三原則（特に、基本的人権の尊重の明記）

衆議院憲法調査会では、現行憲法の前文に謳われている主権在民、平和主義に加えて、基本的人権の尊重についても明記すべきではないかとする議論が行われた。

A 明文改憲が必要とする意見

前文に憲法の基本三原則を明確に規定すべきであるとする意見として、次のような意見が述べられた。

- 現行憲法の三大原理の一つとされながら、基本的人権という語句は見つからないが、本当に重要な原理であるならば、前文に掲げてもよかつたのではないか。
- 国民主権、平和の追求、基本的人権の尊重のような普遍的な価値観は、当然に前文の文章の中に盛り込まなければならない。

【参考】日本国憲法改正草案（自由民主党 平成 24 年 4 月 27 日）

（前文） ※前文全体は、10 ページを参照

日本国は、……国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。

我が国は、……平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。

日本国民は、……基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。

【参考】公明党憲法調査会による「論点整理」（公明党憲法調査会 平成 16 年 6 月 16 日）

前文

◆……明確に人権尊重の理念が書かれてないこともあり、あらためて憲法全体を貫く三原則を明確に盛り込むべきだとの主張がある。

C いずれも必要ないとする意見

前文は憲法全体の目的や理念を簡潔明瞭に示しており、変える必要は全くないとする意見が述べられた。

2 我が国固有の歴史・伝統・文化等

衆議院憲法調査会では、我が国固有の歴史・伝統・文化等を前文に明記すべきか否かについては、これを明記すべきであるとする意見が多く述べられた¹が、明記する必要はないとする意見もあった。

なお、前文に我が国固有の歴史・伝統・文化等を明記すべきであるとする意見には、憲法の基本三原則等の普遍的な価値との融合を図るべきであるとする意見もあった。

【参考】憲法の役割について（衆議院憲法調査会における議論）

衆議院憲法調査会においては、憲法の役割について議論が行われた。憲法の役割について、① 近代立憲主義の理念に基づき、公権力の行使を制限するという役割を重視する意見 と、② 国家目標の設定や国民の行為規範としての役割をも重視する意見 が述べられた。

憲法の役割に関する重点の置き方の相違は、憲法事項の内容における意見の違いとなって現れた。具体的には、前文に我が国固有の価値を規定すべきか否か、国民の義務に関する規定を増設すべきか否か、憲法尊重擁護義務の名宛人に国民を追加すべきか否か等について意見が分かれる基因となっている。

前文に我が国固有の価値を規定すべきか否かについては、以下のような意見が述べられた。

○ 前文には、国家及び国民が目指す方向性・目標を明確に示すべきである。具体的には、国際社会に対し我が国の平和主義の継続を表明すること及び日本の独自性・固有性を重視した上で、より良い社会・国家を目指すことを明らかにすることが必要であ

¹ 衆議院憲法調査会報告書では、概ね 5 年間の調査を通じて多く述べられた意見についてはその旨を記すこととされた。なお、これは、憲法調査会の意思決定における多数を意味するものではない（衆議院憲法調査会報告書 229 頁）。

「多く述べられた」意見か否かの基準として、① 当該論点について、積極・消極等の意見を述べた委員の数が一定数以上（概ね 20 人以上。なお、衆議院憲法調査会の定数は 50 人）であること ② ①の要件をクリアした論点について、意見を述べた委員の数に概ねダブルスコア以上（1 対 2 以上）の開きがあることとされた。憲法調査研究会「衆議院憲法調査会報告書を読み解く 1 憲法論議のエッセンスを伝える——「永田町」と国民の橋渡しとして」『時の法令』1808 号（2008 年）66 頁参照。

- る。
- 歴史・伝統・文化は多様性を持っており、本来、憲法に規定して国民に強制できるものではない。

『衆議院憲法調査会報告書』（平成17年4月）pp. 271-273

A 明文改憲が必要とする意見

衆議院憲法調査会では、我が国固有の価値としての歴史・伝統・文化等を前文に明記すべきであるとする意見が多く述べられた。

その上で、我が国固有の歴史・伝統・文化等の具体的な内容を述べたものとして、次のような意見があった。

- 長い歴史の中で国の安定に大きな役割を果たしてきた天皇を国民統合の象徴としていただく民主的な国家であるという国のかたちを表わすべきである。
- 家庭や地域社会を温かい人間の絆によって維持してきたという共生の理念を前文に明記すべきである。
- 家族・家庭を通じて国民の間に社会連帯の意識を培ってきた我が国の歴史や伝統にかんがみ、家族・家庭の大切さを明記する必要がある。
- 神道や仏教や儒教の精神を混淆させながら、我が国がこれまで歩んできた精神文化に触れるべきである。和の精神を入れるべきである。
- 愛国心の涵養を明記すべきである。

なお、歴史・伝統・文化等の理念について、国家主義的なものではなく、人間主義や生命尊重という哲学を踏まえて考えていく必要があるとする意見もあった。

【参考】日本国憲法改正草案（自由民主党 平成24年4月27日）

（前文（抜粋）） ※前文全体は、10ページを参照

日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。

……

日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。

……

【参考】公明党憲法調査会による「論点整理」（公明党憲法調査会 平成 16 年 6 月 16 日）

前文

◆また、現行憲法前文が人類普遍の原理をうたうことに忠実なあまり、日本固有の歴史、伝統、文化に根差した理念が見いだせないとの指摘が衆参の憲法調査会などである。このため、日本人のアイデンティティを共有できる記述が人類普遍の原理とともに必要だとの議論もある。

C いずれも必要ないとする意見

前文に我が国の歴史・伝統・文化等を明記する必要はないとする意見として、次のような意見があった。

- 近代立憲主義という点では、前文に国家像を示すことは世界史的に逆行する考えである。
- 前文は憲法制定時における国際的、国内的な原則の到達点を積極的に取り入れるものであり、歴史や文化が規定されていないために自信や誇りが持てないというのは見当違いである。
- 歴史・伝統・文化等は多様性を持っており、憲法に書いて本来国民に強制できるものではない。
- 家族・家庭を大切にするという道徳は、日常の意識の中で作られるものであり、急がれているのは、前文に家族を大切にすることを明記することではなく、現実にも子どもたちが置かれている状況を具体的に検討していくことである。
- 家族・家庭を大切にするという価値については、よほど気をつけて規定しないと、家族を持ちたくても持てない人達にかえって辛い思いをさせてしまう。

3 その他

衆議院憲法調査会では、その他、前文の内容について、次のような意見が述べられた。

A 明文改憲が必要とする意見

- 現行の前文も歴史的宣言として残しておく価値があることから、もし改正する場合には、改正文の冒頭に、改正に当たっての前文を付けるということも検討の余地があるのではないか。
- 地球環境への積極的な関与を明らかにしていく環境安全保障への我が国の責任を前文に明記すべきである。

- 我が国が美しい自然環境を守っていく精神を明確に表現し、無国籍ではなく、日本国籍の憲法にすべきである。

【参考】日本国憲法改正草案（自由民主党 平成 24 年 4 月 27 日）

（前文（抜粋）） ※前文全体は、10 ページを参照

我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。

- 今度、憲法改正が行われるとすれば、我が国の歴史上初めて、国民の投票によって憲法を制定することになることから、このことを新しい前文に明記すべきである。
- 生命及び人間の尊厳及び価値というものを前文に謳い、生命の尊厳を脅かす科学技術の企てには、断固として拒否していかなければならぬという意思表示をすべきである。
- 障害を持つ人への社会の無理解、差別、偏見に対して、憲法の前で平等であるということを前文において高らかに宣言し、成熟した日本社会を謳いあげるべきである。
- 我が国は自然資源が乏しい国であることから、人材や知的財産を育成していく教育を大切にすべきであることを前文に謳うべきである。

以上のほか、前文と憲法の各項目に対応した意見（後述第 3 参照）のうち、前文の内容に関連するものとして、例えば次のような意見が述べられた。

（前文の掲げる平和主義に批判的な意見）

- 消極的な平和主義を改め、自分の国は自分で守るという防衛意識や国連の平和維持・平和創出活動に積極的に参加する能動的な平和主義を明記すべきである。

（平和的生存権をより明確に提示すべきであるとする立場からの意見）

- 我が国は平和と安全を最終的に武力により担保することもあり得るという立場に立った上で、9 条と前文とを併せて改正し、人道上の人間の安全保障という考え方を未来志向の強靱な平和主義として提示する必要がある。

（権利と義務の関係に関する意見）

- 権利と義務との関係について、基本的人権の保障は堅持すべきであ

るが、権利には義務が伴い、自由には責任が伴うことから、公共の利益を守るため、権利や自由が調整されることもあることを自覚しなければならぬことも、前文に明記すべきである。

なお、これに対して、憲法の性質から、国民の義務や責任を前文に明記することに対しては違和感があるが、例えば「我々国民が責任を自覚し」というように、主語を国家ではなく、国民とするのであれば、前文に明記することもあり得るかもしれないとする意見もあった。

(地方自治、分権型社会に関する意見)

- ほぼすべての国民が地方自治は大切なものであるという認識を共有していることから、前文に地方自治を項目の一つとして入れるべきである。
- 先進諸国に追いつけ追い越せを主導した中央集権体制ではなく、新しい時代に対応した分権型社会を作るということを、前文にどう盛り込むかが重要である。

【参考】日本国憲法改正草案（自由民主党 平成 24 年 4 月 27 日）

（前文（抜粋）） ※前文全体は、10 ページを参照

日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。

我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。

【参考】公明党憲法調査会による「論点整理」（公明党憲法調査会 平成 16 年 6 月 16 日）

前文

- ◆ 現行憲法の前文は、平和主義などの理念を高らかにうたっているが、敗戦直後の歴史的背景を色濃く反映し過ぎているとし、憲法の前文の記述としてふさわしいかどうか疑問視する向きがある。……
- ◆ 21 世紀の国際社会は一段と、相互協力関係の構築が求められている。その点で「国際社会で名誉ある地位を占めたい」との記述が、これまでの人道復興支援などいわゆる国際貢献の根拠とされてきたが、それでは不十分であることから、もっと明確に打ち出す必要があるとの指摘がある。なお、その際に、人間の安全保障についての理念を更に一層強く反映されるべきだとの主張も見逃せない。

第 2 章「戦争の放棄」

- ◆ いわゆる国際貢献については、明確化を望む指摘がある。ただし 9 条に書き加えるか、前文に盛り込むか、別建てで起こすか、あるいは法律で対応すればすむというように意

見は分かれる。

C いずれも必要ないとする意見

こうした意見に対して、これらを前文に規定する必要はないとの意見も考えられる。

【参考】総選挙政策 日本共産党の改革ビジョン（2012年11月26日）

10、憲法改悪を阻止し、平和・人権・民主主義の原則を国政の全分野に生かします
憲法の平和・人権・民主主義の原則を国政の各分野に生かします

日本共産党は、憲法の前文も含む全条項を厳格に守るとともに、世界で最も徹底した恒久平和主義をかかげる憲法9条、国民の生存権と文化的生活を明記した25条をはじめ、平和的・民主的条項を全面実施することを求めます。

第2 前文の文章・表現

A 明文改憲が必要とする意見

衆議院憲法調査会における議論では、現在の前文の文章・表現を改めるべきであるとする意見が多く述べられた。

衆議院憲法調査会における議論では、前文の文章・表現について、以下のような意見が述べられた。

- 前文は、英語の文章構造に基づく、いわゆる翻訳調のものであることから、日本人の発想に基づいた、分かりやすい日本語で書かれたものに改めるべきである。
- あまり長くない、シンプルなものに改めるべきである。

【参考】日本国憲法改正草案（自由民主党 平成24年4月27日）

（前文（全体））

日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。

我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。

日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。

我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。

日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。

【参考】公明党憲法調査会による「論点整理」（公明党憲法調査会 平成16年6月16日）

前文

◆……合わせて日本語らしからぬ表現も多く、書き直されるべきだとの指摘もある。

C いずれも必要ないとする意見

これに対しては、前文の文章は国民の間に定着しており、変える必要はないとする意見も述べられた。

第3 前文と憲法の各項目に対応した主な意見

衆議院憲法調査会では、前文と憲法の各項目との関係について、次のような意見が述べられた（一部、再掲）。

1 天皇

前文と天皇制との関連では、主権者として規定されている国民と天皇との関係について次のような意見が述べられた。

- 前文で主権が国民に存することを宣言し、1条で天皇の象徴たる地位は主権者たる国民の総意に基づくという構成になっていることから、第一義的には権威の源泉は主権の存する日本国民にあり、派生してきた第二義的な位置付けとして象徴というものがある。
- 前文に国民を主語とした一般的宣言はあるものの、法律学的には具体的規範は個別の条項に求められる。その意味で、国民主権の規定は、天皇の地位の確定という行為を介して国民に主権が存することを宣言する1条のみであるが、同条の書きぶりによって天皇が国家及び国民の代表者であることが明らかにされている。
- 前文において、「権威は国民に由来し」とあり、その総意に基づき天皇制が成り立っていることから、天皇に権威があることは否定できないが、一方で、前文は「その権力は国民の代表者がこれを行使」と規定する。このような前文の立場を踏まえ、現在の天皇が政治的行為を行わないとしている点を明確にすることが重要ではないか。

2 戦争の放棄（平和主義）

前文と憲法の各項目に対応した意見の多くは、この平和主義との関連でなされている。9条に関する論議と同様、平和主義との関連における前文に対する評価について、その趣旨を評価する意見と批判的な意見が述べられた。

ア 前文の掲げる平和主義を評価する意見

前文の掲げる平和主義を評価する立場からは、次のような意見が述べられた。

- 21世紀の世界を見据えた場合、前文の平和原則は積極的役割を果たす可能性を広げており、憲法に反する現実を改め、世界平和への能動的な働きかけを行うことが重要である。
- 前文には、世界全体の人々が共生していけるような文明の理念が既

に謳われている。

- 前文が政府の行為による戦争の惨禍を再び繰り返さない旨を宣言していることは、本物の近代国家への変革を遂げる決意の表明であり、憲法を考える場合の共通認識としなければならない。
- 本則に海外協力に関する明文規定がなくとも、前文において積極的に展開することが求められている。

イ 前文の掲げる平和主義に批判的な意見

前文の掲げる平和主義に批判的な立場からは、次のような意見が述べられた。

- 消極的な平和主義を改め、自分の国は自分で守るという防衛意識や国連の平和維持・平和創出活動に積極的に参加する能動的な平和主義を明記すべきである。(再掲)
- 国際社会は国益と国益のぶつかり合う場であり、日本さえ悪事を働かなければ世界は平和であるという前文の世界観を基本に安全保障制度を構築してよいのか疑問である。
- 我が国の安全保障を考えた場合、国連中心主義に頼ることは危険である。

もともと、前文の平和主義に関連する意見は、上記のように、単純に二分できるわけではない。前文を評価しつつも批判する次のような意見も述べられた。すなわち、①前文には大変崇高な理想が書かれているが、実態上、60年間、世界中の人たちはまさに恐怖と欠乏の連続であったとする意見、②前文は高い精神性を規定するが、具体的にどうすれば現実社会の中で平和を維持し、構築できるのかについて憲法は必ずしも明確にしてはいないとする意見等である。

3 基本的人権の保障

前文と基本的人権の保障との関連では、**権利と義務との関係及び平和的生存権**について意見が述べられた。

(1) 権利と義務

権利と義務との関係について、基本的人権の保障は堅持すべきであるが、権利には義務が伴い、自由には責任が伴うことから、公共の利益を守るため、権利や自由が調整されることもあることを自覚しなければならないことも、前文に明記すべきであるとする意見が述べられた。(再掲)

これに対して、憲法の性質から、国民の義務や責任を前文に明記することに対しては違和感があるが、例えば「我々国民が責任を自覚し」と

いうように、主語を国家ではなく、国民とするのであれば、前文に明記することもあり得るかもしれないとする意見もあった。(再掲)

(2) 平和的生存権

基本的人権の保障については、先の平和主義との関わりで、いわゆる「平和的生存権」あるいは「人間の安全保障」の概念に言及する様々な意見が述べられたが、前文の平和的生存権を評価する意見と、前文の平和的生存権をより明確に提示すべきであるとする意見が述べられた。

【参考】平和的生存権

憲法前文の「恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」を指す。長沼ナイキ基地訴訟や百里訴訟等で原告から主張されたが、この「権利」が、裁判規範たりうる個別的具體性を備え、実定法的権利ないし具体的権利とみることができるかについては争いがある。百里訴訟上告審（最判平一・六・二〇）は、平和的生存権として主張されている平和は、それ自体が独立して、具体的訴訟において私法上の行為の効力の判断基準になるものとは言えず、また、憲法九条（前文を含む）は、私法上の行為に対しては直接適用されないと判示した。

法令用語研究会編『有斐閣 法律用語辞典(第4版)』(有斐閣、2012年) pp.1023-1024

ア 前文の平和的生存権を評価する意見

前文の平和的生存権を評価する立場からは、次のような意見が述べられた。

- 平和的生存権は、憲法における最も根源的な人権であり、9条によって平和を維持すること自体が人権保障そのものに通じる。
- 憲法制定時のみならず、現在も「恐怖と欠乏」は世界的に大きな課題であり、人間の安全保障は憲法の平和的生存権の発展的な理念である。
- 人間の安全保障という概念は既に前文に含まれており、人間の安全保障に関して積極的に関与することは、21世紀における日本の国際社会のなかでのあり方の一つの道筋である。

イ 前文の平和的生存権をより明確に提示すべきであるとする意見

前文の平和的生存権をより明確に提示すべきであるとする立場からは、次のような意見が述べられた。

- 我が国は平和と安全を最終的に武力により担保することもあり得るという立場に立った上で、9条と前文とを併せて改正し、人道上の人間の安全保障という考え方を未来志向の強靱な平和主義として提

示する必要がある。(再掲)

- 国際社会における貧困、紛争等の諸問題を他人事とせず、責任ある一国として国際社会の平和と安定に寄与する意思を表示し、人間の安全保障を基礎にした平和構築への積極的関与を示すことが重要である。
- 核兵器廃絶に対する日本人の見解を示すべきである。

4 統治機構

前文と統治機構との関連では、次のような意見が述べられた。

- 日本国憲法は、前文冒頭で民主権原理を国の統治機構の根本とし、近代立憲主義思想を取り込んでいることから、その内容を豊かにしていくことが憲法を考える場合の基本になる。
- 前文1段の「信託」というところに、ルソーたちの社会契約論を読み取ることができ、諸外国、特に欧米で築き上げられてきた考え方がここに現れている。
- ほぼすべての国民が地方自治は大切なものであるという認識を共有していることから、前文に地方自治を項目の一つとして入れるべきである。(再掲)
- 先進諸国に追いつけ追い越せを主導した中央集権体制ではなく、新しい時代に対応した分権型社会を作るということを、前文にどう盛り込むかが重要である。(再掲)
- 前文に「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」という文言があり、直接民主主義の制度である住民投票は、民主主義の誤作動である。

5 憲法保障

前文と憲法保障との関連では、**憲法改正に限界があることを指摘する意見**が述べられた。すなわち、前文は民主権原理を「人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである」とし、「これに反する一切の憲法…を排除する」と規定していることから、憲法改正には限界があることを指摘するものである。

資料 主な国の憲法の前文

ア ジ ア

イ ン ド

インド憲法²

われらインド国民は、インドを主権を有する社会的・政教分離主義的・民主主義共和国となし、すべての公民に

社会的、経済的および政治的正義

思想、表現、信条、信仰および崇拜の自由

地位および機会の平等

を確保し、

かつ、すべての公民に

個人の尊厳と国民国家の統合・保全をもたらす友愛を促進することを

厳粛に決意し、

1949年11月26日憲法制定議会においてこの憲法を採択、制定し、かつわれら国民自身に付与する。

韓 国

大韓民国憲法³

悠久なる歴史と伝統に輝く我が大韓国民は、三・一運動によって建立された大韓民国臨時政府の法的伝統と、不正に抵抗して立ち上がった四・一九民主理念を継承し、祖国の民主改革と平和的統一の使命に立脚して、正義、人道および同胞愛をもって民族の団結を強固にし、すべての社会的弊習と不正を打破し、自律と調和を基に自由民主的基本秩序を一層確固たるものとし、政治、経済、社会および文化のすべての領域において各人の機会を均等にし、能力を最高度に発揮させ、自由と権利に伴う責任と義務を完遂させ、内においては国民生活の均等なる向上を期し、外においては恒久的な世界平和と人類共栄に貢献することによって、我々と我々の子孫の安全と自由と幸福を永遠に確保することを誓いながら、1948年7月12日に制定され、八次にわたって改正された憲法を、ここに国会の議決を経て、国民投票により改正する。

² 阿部照哉ほか編『世界の憲法集 [第4版]』(有信堂高文社、2009年) p.44

³ 阿部照哉ほか編『世界の憲法集 [第4版]』(有信堂高文社、2009年) p.226

中 国

中華人民共和国憲法⁴

中国は、世界でも最もふるい歴史をもつ国家の一つである。中国の各民族人民は、輝かしい文化を共同で作りあげており、栄えある革命的伝統をもっている。

1840年以來、封建的な中国は、しだいに半植民地・半封建の国家に変わった。中国人民は、国家の独立、民族の解放、民主と自由のために、つぎつぎと先人の屍を乗り越えて、英雄的な奮闘を続けてきた。

20世紀に入って、中国には、天地を覆すような偉大な歴史的変革が起こった。

1911年、孫中山先生の指導する辛亥革命は、封建帝制を廃止し、中華民国を創立した。しかし、中国人民の帝国主義と封建主義に反対する歴史的任務は、まだ達成されなかった。

1949年、毛沢東主席を領袖とする中国共産党の指導のもとに、中国の各民族人民は、長期にわたる困難で曲折にとむ武装闘争とその他の形態の闘争を経て、ついに帝国主義、封建主義および官僚資本主義の支配を覆して、新民主主義革命の偉大な勝利を収め、中華人民共和国を樹立した。それ以来、中国人民は国家の権力を掌握し、国家の主人公になった。

中華人民共和国の成立以後、わが国の社会は、新民主主義から社会主義への移行を逐次実現してきた。生産手段私有制の社会主義的改造は達成され、人が人を搾取する制度は消滅して、社会主義制度が確立した。労働者階級の指導する、労農同盟を基礎とした人民民主主義独裁、すなわち実質上のプロレタリアート独裁は、強固になり、発展した。中国人民と中国人民解放軍は、帝国主義、覇権主義の侵略、破壊と武力挑発に打ち勝ち、国家の独立と安全を守り、国防を強化した。経済建設では、大きな成果を収め、独立した、比較的整った社会主義の工業体系が基本的に形成され、農業生産も、著しく高められた。教育、科学、文化などの事業は、大きな発展を遂げ、社会主義の思想教育は、顕著な成果を収めた。広範な人民の生活は、かなり改善された。

中国における新民主主義革命の勝利と社会主義事業の成果は、中国の各民族人民が中国共産党の指導のもとに、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想に導かれて、真理を堅持し、誤りを是正し、多くの困難と障害に打ち勝って獲得したものである。わが国は長期にわたり社会主義初級段階におかれるであろう。国家の根本的任務は、中国の特色ある社会主義を建設する道に沿って、全力をあげて社会主義現代化建設を進めることである。中国の各民族人民は引き続き中国共産党の指導のもとに、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論と「三つの代表」の重要思想に導かれて、人民民主主義独裁を堅持し、社会主義の道を堅持し、改革、開放を堅持し、社会主義の諸制度を絶えず改善し、社会主義市場経済を発展させ、社会主義の民主を発展させ、社会主義の法秩序を健全化し、自力更生、刻苦奮闘に努めて、工業、農業、国防および科学技術の現代化を逐次実現し、物質文明、政治文明、精神文明の協調的発展を推進し、わが国を富強、民主、文明をそなえた社会主義国家に築き上げていくであろう。

⁴ 阿部照哉ほか編『世界の憲法集 [第4版]』(有信堂高文社、2009年) pp.246-247

わが国では、搾取階級は、階級としてはすでに消滅したが、階級闘争はまだ一定の範囲内で長期にわたり存在する。中国人民は、わが国の社会主義制度を敵視し破壊する国内外の敵対勢力および敵対分子と闘争しなければならない。

台湾は、中華人民共和国の神聖な領土の一部である。祖国統一の大業を成し遂げることは、台湾の同胞を含む全中国人民の神聖な責務である。

社会主義の建設事業は、労働者、農民および知識分子に依拠し、結集できるすべての力を結集しなければならない。長期にわたる革命と建設の過程で、中国共産党が指導し、各民主党派と各人民団体の参加する、社会主義的勤労者、社会主義事業の建設者、社会主義を支持する愛国者、祖国の統一を支持する愛国者のすべてを含む広範な愛国統一戦線が、すでに結成されている。この統一戦線は、引き続き強固となり、発展するであろう。中国人民政治協商会議は、広範な代表性をもつ統一戦線の組織であり、これまで重要な歴史的役割を果たしてきたが、今後、国家の政治生活、社会生活および対外友好活動において、また社会主義的現代化の建設を進め、国家の統一と団結を守る闘いの過程において、さらに重要な役割を果たすであろう。

中国共産党の指導する多党協力および政治協商制度は長期にわたって存在し、発展するであろう。

中華人民共和国は、全国の各民族人民が共同でつくりあげた統一した多民族国家である。平等、団結、相互援助の社会主義的民族関係はすでに確立しており、引き続き強化されるであろう。民族の団結を守る闘争のなかでは、大民族主義、とりわけ大漢族主義に反対し、また地方民族主義にも反対しなければならない。国家は、全力をあげて、全国各民族の共同の繁栄を促進する。

中国の革命と建設の成果は、世界人民の支持と切り離すことができない。中国の前途は、世界の前途と緊密につながっている。中国は、独立自主の対外政策を堅持し、主権と領土保全の相互尊重、相互不可侵、相互内政不干涉、平等互惠、平和共存という五原則を堅持して、各国との外交関係と経済・文化交流を発展させる。また、反帝国主義、反覇権主義、反植民地主義を堅持し、世界各国人民との団結を強化し、被抑圧民族および発展途上国の民族独立の獲得と確保、民族経済発展のための正義の闘争を支持して、世界平和の擁護と人類の進歩的事業の促進のために努力する。

この憲法は、中国各民族人民の奮闘の成果を法の形式で確認し、国家の根本制度と根本任務を定めたものであり、国家の根本法であり、最高の法的効力をもつ。全国の各民族人民、すべての国家機関と武装力、各政党と各社会団体、各企業・事業体は、いずれも憲法を活動の根本準則とし、かつ憲法の尊厳を守り、憲法の実施を保証する責務を負わなければならない。

フィリピン

フィリピン共和国憲法⁵

主権を有するフィリピン国民は、全能の神の佑助を祈願し、正義と人道に基づく社会を建設するとともに理想と希望とを体現すべき政府を樹立するため、伝統的遺産を継承発展させ、法の支配と、真実・公正・自由・愛情・平等および平和のための制度に立脚する独立と民主主義とを、われらとわれらの子孫のための恵福として保持し、ここにこの憲法を確定し、公布する。

中 東

イ ラ ン

イラン・イスラム共和国憲法⁶

「憐れみ深く、慈悲深い神の御名において」

前 文

イラン社会の真の文化、社会、政治及び経済の基本としてのイラン・イスラム共和国憲法は、イスラム社会の真の熱望を反映したイスラム的原理と戒律に基礎を置くものである。

イランの偉大なイスラム革命、及びその発端から最終的勝利までに至るイスラム教徒の闘争の精髓は、あらゆる階層の国民の確固たる果敢なスローガンに結晶して、この根本的な熱望を明確化してきた。その偉大な勝利の前衛に位置するわが国民は、いま、そのすべての力をもってこの熱望が実現されることを求めている。

前世紀のイランにおける他の諸運動に比して、この革命の基本的な特徴は、そのイスラム的な内容である。即ちイラン国民は、反専制の憲法闘争と、石油の国有化を目指した反植民地主義闘争を経た後に、次の貴重な教訓を学んだ。即ち、これらの運動が成功しなかった根本的な理由は、その闘争に指針となる哲学がなかったということである。

イランの最近の運動は、イスラム主義的思想を持ち、この点に関して僧侶の指導性が大きな役割を果たしていたにもかかわらず、その闘争が真のイスラム的位置から逸脱したために、成功しえなかった。

この時点以降、国民の良心は、イمام・ホメイニ師の指導の下で、真のイスラム哲学に従う必要性を理解した。イランにおいて、知識人や著述家と同じく、常に国民の運動の最前線にあった戦闘的な僧侶は、この時新鮮な衝撃を受けたのである。(イラン国民の新たな闘争の開始は、イラン暦 1341 (西暦 1962) 年に合致する太陰暦 1382 年である。)

運動の前衛

専制体制の基盤を增強し、世界帝国主義に対するイランの政治的、文化的、経済的従属性を強固ならしめることを目的としたアメリカの陰謀であった「白色革命」に対してイマ

⁵ 阿部照哉ほか編『世界の憲法集 [第4版]』(有信堂高文社、2009年) p.318

⁶ 中山太郎編『世界は「憲法前文」をどう作っているか』(TBSブリタニカ、2001年) pp.26-34

ム・ホメイニ師は鋭く抗議したが、そのことこそ、国民の一致団結を生み出したものであった。その結果、イラン社会の偉大な、流血の革命がイラン暦 1342（西暦 1963）年ホルダード月に開始された。事実、それはこの反乱の開花した出発点でもあり、革命の核心としてのイマム・ホメイニ師のイスラム的指導性が確立された時でもあった。

屈辱的な屈服条約（合衆国の軍事顧問に法律上の特権を与えている）に対して反対したために、師はイランから亡命を余儀なくされたにもかかわらず、イマム・ホメイニ師と国民の間の忠誠の絆は、さらに強まった。イランのイスラム教徒人民、とりわけ知識人と僧侶たちは、投獄と拷問、処刑、亡命の真只中であって闘争を続けた。

一方、社会の有識かつ有責の部門にある人々は、彼らの大学や寺院の根拠地から、世論を啓発する役割を続けていた。彼らは、イスラム教の革命的な教義に鼓舞され、イラン国民の自覚を高めるといふ実り多い努力を始めた。

専制体制はすでに、大学、寺院、コムフェイジッヒ神学校、その他の革命の中枢部を攻撃することによって、このイスラム運動を圧殺することを決定していたが、国民の怒りから身を守るために、最も野蛮で悪辣な手段に出た。

銃殺、すさまじい拷問、長期投獄刑、これらは、イランのイスラム教徒人民が犠牲もかえりみず闘争を続行する献身性の証しとして支払い続けたものである。

「アラーは偉大なり」の叫びとともに軍隊によって銃殺されたり、街頭で標的となって殺された幾百という革命の大義に忠誠を尽くした若い男女の流した血は、革命を休みなく前進させた。革命の種々の様相について、絶え間なく送られてくるイマム・ホメイニ師の宣言やメッセージは、この闘争に奥行と深みとを与えた。

イスラム政府

専制体制の抑圧が頂点に達した時、イマム・ホメイニ師によって提示された僧侶による統治という概念に基づいたイスラム政府案は、イスラム教徒に対し、闘争を継続する上での明確であいまいさのない動機を与え、国の内外で闘う者の努力を結集させることとなった。

闘争は衰えることなく続いた。そして国内において無辜の民に対して続けられる弾圧への全般的な不満と公然たる怒りは、世界的な規模での闘争の反響とともに、前政権の基盤を揺さぶり、ついにイラン国民への弾圧を緩和させるほどまでになった。

体制を完全かつ全面的な崩壊から救い出すために、「開かれた政治的環境」なる時代が最後の瞬間に採り入れられた。しかし、国民は、師の確信に満ちた断固たる指導の下で、さらに拡大した水準へと恐れずに闘争を継続する決意を固めていた。

国民の怒り

僧侶、とりわけイマム・ホメイニ師を侮蔑する西暦 1977 年 1 月 7 日の書簡の公表は、革命闘争の勢いを強め、国民の怒りを爆発するまでに高めた。専制体制は、爆発する国民の怒りを残忍な暴力に訴えて鎮圧しようとしたが、そのような措置は革命の炎に油をそそぐ結果となったばかりか、国民の怒りはさらに一層高まった。

あらゆる社会階層の男女の団結、抗議の行進及び示威行動への国民の参加、これらは闘

争勝利の大きな要素である。ある者は腕に赤子を抱いて、またある者は恐れ気もなく銃剣や機関銃に立ち向かい、このようにして女性たちが貢献した強大な力は、どのように評価しても評価しすぎることはない。

国民の支払った代価

革命という樹は、6万人を超える犠牲者と、何十億リアルという物質的損失を一年間の闘争中に出した後に、ついに「独立・自由・イスラム政府」の叫びの真只中で根を下した。

忠誠、目的の一致、闘争が危機的な段階にあった際の断固たる指導性——これらを依り所とするこの偉大な運動は、帝国主義者どものあらゆる計算をみごとに粉碎し、全世界の人民の闘争において新たな一ページを切り開いた。

イラン暦 1357 年バハマン月 21 日及び 22 日こそは、イランにおける君主制、専制、他国による支配の崩壊を刻印した歴史的な日々である。イラン国民は、宗教的指導者とともに、投票者の 98.2 パーセントがイスラム共和国支持を示した国民投票によって、イスラム共和国樹立の確固たる明白な決意を表明した。

社会における政治的、社会的、文化的及び経済的諸関係の表現として、憲法は、現時点において、イスラム政府の基礎の地固めのために、そしてまた前専制体制の廃虚のあとにわが国の政府を樹立する新たな計画の提示のために、途を開くものでなければならない。

イスラム教における政府の方法

イスラム教の観点からすれば、政府はいかなる階級的差別の産物でもなければ、社会のあるグループ、ある階級の至上権の産物でもない。それどころか、それは共通の理想と目的へ向って前進しうるように自らを組織していく国民の政治的目標である。しかしてその共通の理想と目的とは、神へと向う運動にほかならない。

わが国は、革命的高揚の過程において、全世界を抱擁するイスラムの文化に回帰するために、自ら専制体制の汚物を拭い去り、他国の文化と思考方法を取り去った。イスラム教の教えという確たる基盤の上に、模範的な社会を築く緒に着いたのである。

イスラム共和国の憲法の目的は、イスラム教の気高い価値観に基づいて、人が能力を伸し、成長することができる条件を創ることにある。

全てを奪われていた人々が自らの抑圧者に勝利するための運動であったイラン革命のイスラム教的内容に正当な考慮を払い、本憲法は、この革命の継続のために国内的及び国際的な基盤を用意するものであり、とりわけ、統一された世界共同体の来臨のための道を準備するために、他のイスラム教国との関係を進展させるための基盤を用意するであろう。

この偉大な運動の現実に基づき、本憲法は、あらゆる形態の社会的、あるいは知的な抑圧、経済的な搾取を廃絶することを保障するものである。専制体制を打破しるに当たって、本憲法は、国民の運命を自らの手に任せるべく努めるのである。

我々の社会の基盤として新たな政治的基礎を築くに際して、清廉潔白で正直な人物が政府の指揮をとり、すべての法律は、コーランの教えと伝統に従って決定されるであろう。

それゆえ、政府に公正さを保証するために、信仰深い博識なイスラム教学者による真剣かつ細心の監督が必要である。イスラム政府の目的は、人が一層高貴な自己へと成長し、

神性の領域に到達することを可能とするために、すべての人間の才能、隠れた能力の開花のための土壌を準備することにある。この目的の達成は、わが社会のすべての成員が、政府へ活発かつ広範囲に参加することによってなされなければならない。

憲法は、政治的決定作成のすべての段階において社会のすべての成員が参加しうような基盤を用意するであろう。なぜならば、人類の進歩発展において、すべての個人が社会の成長と発展の中で育てられていくからである。現実には、剥奪されてきた人々の政府を実現することになる。そしてそれは、コーランがこの世の剥奪され、抑圧されていた人民に約束していたものである。

僧侶による統治

憲法は、僧侶のグループの指導性を認める基盤を準備するであろう。そのグループの成員は、国民に個人的に知られ、かつ尊敬されているものとする。それは僧侶が、様々の政治組織が彼らの真のイスラム教的任務と義務から逸脱しないよう保護するためである。

経済はそれ自体が目的ではなく、むしろ目的のための一手段である

人間社会の成長と発展の過程において、イスラム経済の強調すべき原理は、富の集中と利潤の追求を目的とする他の経済体制とは異なり、すべての人間の必要性を充足するという点にある。

物質主義指向型の社会においては、経済はそれ自体が目的となり、それゆえに経済的発展の各段階において、経済は、破壊・腐敗・損失の要素となる。しかしイスラム教においては、経済は、人間を神に一層近づけるという目的の達成に使用されるべき道具なのである。

右の見解に基づいて、イスラム政府の経済計画は、様々な人間の創造力を顕現させるための基盤を準備するであろう。それゆえ、人間の欠乏を充足することと同様、均等な教育及び雇用の機会を用意することも、イスラム政府の責任の範囲内に入るものである。

女性の地位

イスラム教に基づく社会的政治的基盤が樹立されるとともに、今日まで他国の植民地主義並びに搾取に苦しめられていた人々は、自らの尊厳を取り戻し、再び真の人間としての自らの存在を見出すであろう。

この点に関して、前専制体制の下でとりわけ卑しめられ、苦しめられてきた女性は、より大きな自由を享受するとともに、より大きな責任を引き受けることになるであろう。

家庭は、社会の基本単位であり、教育、人間性と人格の形成及び発展がなされる主要な場である。イスラム教の観点からは、家庭内において社会的調和を保つことは、文明的な存在にとって基本的原則の一つである。社会的調和と尊厳性を獲得するために適切な設備を準備することは、イスラム政府の義務の一つである。

そのような条件下で、女性はもはや単なる性的快楽の対象とか、あるいは利潤や消費統計にとりつかれた経済学者の手中の道具と見做されることはないであろう。それどころか、社会の真の尊敬を勝ち得て、我々の共同体内に榮譽ある地位を占め、将来の世代の母及び教師としての役割を引き受けるであろう。

軍 隊

国の防衛力の設置に当たっては、イスラム教の教義と、イスラム教の原則における信仰に格別の注意を払わなければならない。この点をふまえ、イランにおけるイスラム軍及び革命軍は、単に国境を防御し安全を保証するためばかりでなく、神の名において、全世界に神の法がうち立てられるまで、聖戦を闘い抜くためにも組織されるのである。

司 法 部

イスラム教の教義から逸脱することを防ぐためばかりでなく、国民の権利と自由を守るという観点からも、司法部を設置する問題はきわめて重要である。このために、イスラム教の原理を十分に熟知している裁判官から成る司法制度がイスラム的正義を執行するために設立されるものとする。

この制度は、それがもつ決定的かつ基本的な重要性のゆえに、他の政治部門とはいっさいの不健康な結びつきをもたないということが根本である。

行 政 部

政府の行政部門は、イスラムの法と教義を遂行する上でその特別の意義と、非常に重要なイスラム教の目的の達成を可能にしうるその役割のゆえに、専制体制の産物であるはなはだしい官僚機構を強く拒絶し、かつ効果的で迅速なやり方で国民に対する義務を果す努力をするものとする。

マス・メディア

マス・メディア（ラジオとテレビジョン）は、イスラム文化に奉仕するものでなければならない。また社会にある種々の異なる見解及び思想の健全な交換を通じて十分に利益を引き出すものでなければならない。逸脱的、破壊的、かつ反イスラム的題材の普及は、厳しく慎まなければならない。

すべての個人は、その最大の目的が人間性の自由であるような原理に従う道徳的義務を有するものである。我が国民は、公務を遂行する誠実で経験ある人物を選び、彼らの仕事を監督することによって、その社会が世界の他の人々にとっての手本・模範とされるようになる希望をもって、イスラム社会の創造に積極的に参加することが、根本的に重要なことである。

代 議 員

国民から選ばれた代表者から成る専門家の会議は、各種国民のグループが提出した案及び政府の草案を検討し、今世紀が全世界の被抑圧者の勝利と抑圧者の敗北の証人となることを熱い思いで願いつつ、予言者モハメッドのヘジラ 1400 年記念の前夜に、12 部 175 条の原則から成る憲法の検討を完了した。

イタリア

イタリア共和国憲法⁷

暫定国家首席は、

憲法制定議会在 1947 年 12 月 22 日の会議においてイタリア共和国憲法を可決したことにより、

憲法補則第 18 条により、

以下に掲げるイタリア共和国憲法を
審署する。

スイス

スイス連邦憲法⁸

全能の神の名において！

スイス国民とカントンは、

神の創造に対する責任を自覚し、

世界と連帯し、世界に開かれた精神をもって、自由と民主主義、独立と平和を強化するために同盟を刷新することに努め、

互いに尊敬と配慮をもって、多様性を尊重しつつ共に生きることを決意し、共通の成果と未来の世代に対する責任を自覚し、

自らの自由を用いる者のみが自由であり、国民の強さは弱者の幸福感によって測られる
ということを確認して、

以下の憲法を制定する。

スペイン

スペイン憲法⁹

スペイン国民は、正義、自由および安全を確立し、国民全体の幸福を増進することを念願して、主権を行使し、左のとおり決意を宣言する。

憲法および法律の範囲内において、公正な社会的、経済的秩序に従い、民主的共同生活を保障すること、

国民の意思の表明として、法の支配を確保し、法治国家を強化すること、

すべてのスペイン人およびスペイン各地方住民の人権行使を保護し、ならびに文化、

⁷ 初宿正典ほか編『新解説世界憲法集 [第 2 版]』(三省堂、2010 年) p.127

⁸ 初宿正典ほか編『新解説世界憲法集 [第 2 版]』(三省堂、2010 年) p.283

⁹ 阿部照哉ほか編『世界の憲法集 [第 4 版]』(有信堂高文社、2009 年) p.197

伝統、言語および制度を保護すること、

すべての者に価値ある生活内容を保障するべく、文化および経済の発展を促進すること、

進んだ民主的社會を確立すること、ならびに、

世界のすべての人々との間の、平和的關係および実効性のある援助の強化に協力すること、

それゆえ、国会は左の憲法を可決し、スペイン国民はこれを承認する。

ド イ ツ

ドイツ連邦共和国基本法¹⁰

ドイツ国民は、神と人間とに対する責任を自覚し、

合一された欧州における同権をもった一員として世界の平和に奉仕せんとする意思に満たされて、その憲法制定権力に基づいて、この基本法を制定した。

バーデン＝ヴュルテンベルク、バイエルン、ベルリン、ブランデンブルク、ブレーメン、ハンブルク、ヘッセン、メクレンブルク＝フォアポメルン、ニーダーザクセン、ノルトライン＝ヴェストファーレン、ラインラント＝プファルツ、ザールラント、ザクセン、ザクセン＝アンハルト、シュレースヴィヒ＝ホルシュタインおよびテューリンゲンの諸ラントにおけるドイツ人は、自由な自己決定によってドイツの統一と自由を成し遂げた。これにより、この基本法は全ドイツ国民に適用される。

フランス

フランス第五共和国憲法（1958年）¹¹

フランス人民は、1946年憲法前文で確認され補充された1789年宣言が定める人権および国民主権の原理、さらに2004年環境憲章が定める権利と義務に対する愛着を、厳粛に宣言する。

共和国は、これらの原理と諸人民の自由な決定の原則に基づき、共和国に加わる意思を表明する海外領土に対して、自由、平等、博愛という共通の理想に立脚し、かつ、その民主的發展を目的として構想された新たな諸制度を提供する。

（参考）フランス第四共和国憲法（1946年）¹²

フランス人民は、人類を隷従させ墮落させることを企図した体制に対して自由な人民が獲得した勝利の直後に、あらためて、すべての人間が、人種、宗教、信条による差別なく、譲りわたすことのできない神聖な権利をもつことを宣言する。フランス人民は、1789年の

¹⁰ 初宿正典ほか編『新解説世界憲法集 [第2版]』（三省堂、2010年）p.165

¹¹ 初宿正典ほか編『新解説世界憲法集 [第2版]』（三省堂、2010年）p.238

¹² 初宿正典ほか編『新解説世界憲法集 [第2版]』（三省堂、2010年）pp.267-268

権利宣言によって確立された人および市民の権利と自由、ならびに、共和国の諸法律によって承認された基本的諸原理を、厳粛に再確認する。

フランス人民は、さらに、現代にとくに必要なものとして、以下の政治的、経済的、および社会的諸原理を宣言する。

法律は、女性に対して、すべての領域において、男性のそれと平等な諸権利を保障する。

自由のための活動を理由として迫害を受けた者はすべて、共和国の領土内で庇護をうける権利をもつ。

各人は、勤労の義務および雇傭される権利をもつ。何人も、その勤労あるいは雇傭において、その出生、意見もしくは信条によって不利益を被ってはならない。

何人も、組合活動によってその権利および利益を擁護し、かつ、自己の選択する組合に加入することができる。

罷業権はそれを規律する法律の範囲内で行使される。

すべての労働者は、その代表者を介して、労働要件の団体的決定ならびに企業の管理に参加する。

すべての財産、すべての企業で、その事業が、全国的な公役務または事実上の独占の性格を有し、あるいはその性格を取得したものは、公共の所有に属さなければならない。

国は、個人および家族に対して、それらの発展に必要な要件を確保する。

国は、すべての人に対して、とりわけ子ども、母親、および高齢の労働者に対して、健康の保護、物質的な安全、休息および余暇を保障する。その年齢、肉体的または精神的状態、経済的状态のために労働できない人はすべて、生存にふさわしい手段を公共体から受け取る権利をもつ。

国は、全国的な災禍から生じた負担について、すべてのフランス人の連帯と平等を宣言する。

国は、子どもおよび成人の、教育、職業養成および教養についての機会均等を保障する。すべての段階での無償かつ非宗教的な公教育の組織化は、国の責務である。

フランス共和国は、自らの伝統に忠実な国として、国際公法の諸規則を遵守する。フランス共和国は、征服を目的とするいかなる戦争も企図せず、かつ、いかなる人民の自由に対しても、決して武力を行使しない。

相互主義の留保のもとに、フランスは、平和の組織化と擁護のために必要な主権の制限に同意する。

フランスは、海外領土の諸人民とともに、人種および宗教による差別なく、権利と義務における平等に基礎をおく連合を組織する。

フランス連合は、その各々の文明を発展させ、福祉を増進し、その安全を確保するために、各自の資源および努力を共通のものとし、あるいはこれらを調整する、諸国および諸人民によって構成される。

フランスは、その伝統的な使命に忠実であるものとして、自らが責任を引き受けた諸人民を、自治を行う自由およびそれらの固有な事務を民主的に管理する自由に導くことを欲

する。フランスは、恣意に基づくすべての植民体制を退け、すべての人に対して、公職に対する機会均等、および、ここに宣言され確認された権利および自由の個人的もしくは集団的な行使を保障する。

ポーランド

ポーランド共和国憲法¹³

われらが祖国の存在と未来に対して配慮しつつ、
1989年にその運命について主権的かつ民主的に決定する可能性を回復したわれわれポーランド国民、すなわち共和国のすべての市民は、
真理と正義と善と美の源泉たる神を信ずる者も、
この信仰を共にはしないが、他の源泉に由来するところの普遍的価値を認める者も、
権利および共同善たるポーランドに対する責務において平等であり、
われらが祖先に、その労働、巨大な犠牲によって贖われた独立のためのたたかい、国民のキリスト教的遺産と全人類的価値に根ざした文化に対して感謝し、
第一、第二共和国の最良の伝統に留意し、
千年を超える成果のうちの価値あるものすべてを未来の世代に伝える義務を担い、
世界に散らばるわれらが同胞との共同体の絆によって結ばれ、
人類家族の福利のためにすべての諸国と協力する必要性を自覚し、
人の基本的自由と権利がわれらが祖国において侵されていた時代の苦い経験を想起し、
市民的権利を永久に保証し、公的制度の活動に誠実さと円滑さとを保障することを希求し、
神または自らの良心に対する責任を感じつつ、
自由と公正の尊重、諸権力の共働、社会的対話に立脚し、市民およびその共同体の権能を強化する補完性の原則に基づいた、国家にとっての基本法として、
ポーランド共和国憲法を定める。
第三共和国の福利のためにこの憲法を適用するすべての者に、
人の生まれながらの尊厳、自由に対するその権利および他の者と連帯する義務を保持することに配慮しつつこれを適用し、これらの原則の尊重をポーランド共和国の揺るぎない基礎とするよう呼びかける。

¹³ 阿部照哉ほか編『世界の憲法集 [第4版]』(有信堂高文社、2009年) p.453

南北アメリカ

アメリカ

アメリカ合衆国憲法¹⁴

われら合衆国の人民は、より完全な連邦を形成し、正義を樹立し、国内の静穏を保障し、共同の防衛に備え、一般の福祉を増進し、われらとわれらの子孫の上に自由の恵沢を確保する目的をもって、ここにアメリカ合衆国のために、この憲法を制定し確立する。

カナダ

1867年憲法¹⁵

カナダ、ノヴァ・スコシアおよびニュー・ブランズウィックの諸州はグレート・ブリテンおよびアイルランド連合王国の王位の下に、連合王国の憲法と同じ原理の憲法を有する一の自治領に連邦として結合したい旨の希望を表明した。

また、このような連邦は、これらの州の繁栄に寄与し、かつ、大英帝国の利益を増進するものと思われる。

また、議会の権限によるこの連邦の創設にあたっては、この自治領における立法府の構成を規定するのみならず、執行府の性格をも宣明するのが適当である。

また、英領北アメリカのその他の部分の、将来におけるこの連邦への加入のために規定を設けておくことが適当である。

1982年憲法¹⁶

カナダは、神の至高および法の支配を承認する原理に基礎づけられているので、以下のとおり定める。

ブラジル

ブラジル連邦共和国憲法¹⁷

友愛的、多元的かつ偏見なき社会の至高の価値たる社会および個人の権利行使、自由、安全、福祉、発達、平等および正義を保障する民主主義国家を設立するために憲法制定議会に集合した我等ブラジル人民代表は、社会的調和に立脚し、かつ国内および国際社会における紛争の平和的解決を誓い、神の保護の下に、このブラジル連邦共和国憲法を公布する。

¹⁴ 初宿正典ほか編『新解説世界憲法集 [第2版]』(三省堂、2010年) p.69

¹⁵ 樋口陽一ほか編『解説世界憲法集 [第4版]』(三省堂、2001年) p.77

¹⁶ 初宿正典ほか編『新解説世界憲法集 [第2版]』(三省堂、2010年) p.108

¹⁷ 阿部照哉ほか編『世界の憲法集 [第4版]』(有信堂高文社、2009年) p.352

オセアニア

オーストラリア

オーストラリア連邦の憲法を制定する法律¹⁸

ニュー・サウス・ウェールズ、ヴィクトリア、サウス・オーストラリア、クインズランドおよびタスマニアの人民は、畏れ多くも全能の神の恩寵により、グレート・ブリテンおよびアイルランド連合王国国王、ならびにここに制定される憲法のもとに、単一不可分の連邦国家に合一することに合意したことのゆえに、

また、女王の、ほかのオーストラレイシアの植民地または領地を連邦に加入させるための規定を定めることが適切であるがゆえに、

卓越し給う女王陛下は、本議会に参集した聖俗の貴族院議員および庶民院議員の助言と同意に基づいて、かつ、それらの権威により、次のとおり定める。

ロシア

ロシア

ロシア連邦憲法¹⁹

われわれ、多民族からなるロシア連邦の人民は、わが国において共通の運命によって結びつけられ、人の権利および自由ならびに市民的平和および合意を承認し、歴史的に形成された国家的統一を保持し、一般に承認された民族の同権と自決の原則にたち、祖国に対する愛と尊敬、そして善および正義への信頼をわれわれに伝えた祖先を偲び、ロシアの主権的国家を復興し、そしてそれに揺るぎない民主的基礎を与え、ロシアの安寧と繁栄の保障を求め、現在および将来の世代に対してわれわれの祖国を継承する責任に基づき、世界共同体の一員であることを自覚して、ここにロシア連邦憲法を制定する。

¹⁸ 阿部照哉ほか編『世界の憲法集 [第4版]』(有信堂高文社、2009年) p.82

注. 本法律第9条において連邦憲法が制定されている。なお以下には、本法律の前文を掲載している。

¹⁹ 初宿正典ほか編『新解説世界憲法集 [第2版]』(三省堂、2010年) p.319

